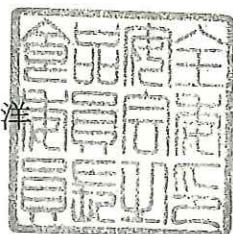




府食第199号
平成29年3月28日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価の結果の通知について

平成29年3月22日付け厚生労働省発生食0322第4号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

別紙に掲載の56品目について、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該56品目が国外において、食用及び飼料の用に供される農作物（以下「農作物」という。）並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物（以下「対象動物」という。）に使用される可能性は低いと考えられ、かつ当該56品目が国内において農作物及び対象動物に使用されておらず、かつ当該56品目が使用された農作物及び対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

なお、当該56品目について、国内外において使用や残留が確認された場合及び当該物質に関する食品を介した健康被害等の情報があった場合は、必要に応じてリスク管理措置を見直すことを検討されたい。

1. 2-(1-ナフチル)アセタミド
2. 2,2-DPA (DPA)
3. Sec-ブチルアミン
4. イマザメタベンズメチルエステル
5. エンドタール
6. オキサベトリニル
7. オキシカルボキシン
8. カルベタミド
9. クロジナホップ酸
10. クロロネブ
11. シクロエート
12. テブチウロン
13. テルブトリン
14. トリフロキシスルフロン
15. ナフタロホス
16. ピリチオバックナトリウム塩
17. ブトロキシジム
18. フラチオカルブ
19. フルプロパネート
20. フロラスマム
21. ペブレート
22. ベンスリド (SAP)
23. ホスファミドン
24. メトラスマム
25. 硫化ガルボニル
26. アザメチホス
27. テトラクロルビンホス (CVMP)
28. フェノトリン
29. アスピロキシシリソ
30. 塩酸メトセルペイト
31. オキサシリソ
32. キタサマイシン
33. 脂肪族アルコールエトキシレート
34. スルファエトキシピリダジン
35. スルファグアニジン
36. スルファセタミド

- 37. スルファトロキサゾール
- 38. スルファニトラン
- 39. スルファニルアミド
- 40. スルファピリジン
- 41. スルファブロモメタジンナトリウム
- 42. スルファベンズアミド
- 43. スルファメトキシピリダジン
- 44. スルファメラジン
- 45. セファセトリル
- 46. テメホス
- 47. トリペレナミン
- 48. ノボビオシン
- 49. バクイノレート
- 50. バクイロプリム
- 51. ハロクソン
- 52. ファムフル
- 53. フエンプロスタレン
- 54. ポリミキシンB
- 55. メチルベンゾクエート(ネクイネート)
- 56. ライドロマイシン